2　相続等に係る損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算方法について、次のとおり定めることとした。（第一八六条関係）

㈠　旧相続税法対象年金については、その年金の額のうち確定型年金又は特定有期型年金の種類に応じて、1㈠の例により計算した金額に限り、その年分の雑所得に係る総収入金額又は必要経費に算入することとした。

㈡　旧相続税法対象年金以外の年金については、その年金の額のうち確定型年金又は特定有期型年金の種類に応じて、1㈡の例により計算した金額に限り、その年分の雑所得に係る総収入金額又は必要経費に算入することとした。

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

政令第二百十三号

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十月二十日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百十三号

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令（平成七年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。

「尼崎市」を「尼崎市　高崎市」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（大気汚染防止法施行令の一部改正）

第二条　大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「、高崎市」を削る。

（地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令の一部改正）

第三条　地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令（平成十二年政令第四百十七号）の一部を次のように改正する。

「水戸市　高崎市」を「水戸市」に改める。

総務大臣　片山　善博

環境大臣　松本　龍

内閣総理大臣　菅　**直人**

所得税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十月二十日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百十四号

所得税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第六十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第百八十五条から第百八十七条までを次のように改める。

（相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算）

第百八十五条　第百八十三条第三項（生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等）に規定する生命保険契約等（以下この項及び次項において「生命保険契約等」という。）に基づく年金（同条第一項に規定する年金をいう。以下この条において同じ。）の支払を受ける居住者が、当該年金（当該年金に係る権利につき所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）第三条（相続税法の一部改正）の規定による改正前の相続税法（昭和二十五年法律第七十三号。次条第一項において「旧相続税法」という。）第二十四条（定期金に関する権利の評価）の規定の適用があるもの（次項において「旧相続税法対象年金」という。）に限る。）に係る保険金受取人等に該当する場合には、当該居住者のその支払を受ける年分の当該年金に係る雑所得の金額の計算については、第百八十三条第一項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一　その年に支払を受ける確定年金（年金の支払開始の日（その日において年金の支払を受ける者が当該居住者以外の者である場合には、当該居住者が最初に年金の支払を受ける日。以下この項及び次項において「支払開始日」という。）において支払総額（年金の支払の基礎となる生命保険契約等において定められている年金の総額のうち当該居住者が支払を受ける金額をいい、支払開始日以後に当該生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額に相当する部分の金額を除く。以下この条において同じ。）が確定している年金をいう。以下この項及び次項において同じ。）の額（第七号の規定により総収入金額に算入される金額を除く。）のうち次に掲げる確定年金の区分に応じそれぞれ次に定める金額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。

イ　残存期間年数（当該居住者に係る支払開始日におけるその残存期間に係る年数をいい、当該年数に一年未満の端数を生じたときは、これを切り上げた年数をいう。以下この条において同じ。）が十年以下の確定年金　一課税単位当たりの金額（当該確定年金の支払総額に百分の四十（残存期間年数が五年以下である場合には、百分の三十）を乗じて計算した金額を課税単位数（残存期間年数に当該残存期間年数から一年を控除した年数を乗じてこれを二で除して計算した数をいう。）で除して計算した金額をいう。）に経過年数（支払開始日からその支払を受ける日までの年数をいい、当該年数に一年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた年数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を乗じて計算した金額に係る支払年金対応額（当該計算した金額にその支払を受ける年金の額に係る月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の合計額

ロ　残存期間年数が十年を超え五十五年以下の確定年金　当該確定年金の支払を受ける日の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

(1)　その支払を受ける日が特定期間（その支払開始日から残存期間年数から調整年数を控除した年数を経過する日までの期間をいう。ロにおいて同じ。）内の日である場合　当該確定年金の支払総額を総単位数（残存期間年数から調整年数を控除した年数に当該残存期間年数を乗じて計算した数をいう。）で除して計算した金額（ロにおいて「一単位当たりの金額」という。）に経過年数を乗じて計算した金額に係る支払年金対応額

(2)　その支払を受ける日が特定期間の終了の日後である場合　当該確定年金に係る一単位当たりの金額に残存期間年数から調整年数に一年を加えた年数を控除した年数を乗じて計算した金額に係る支払年金対応額